

## 前回審議会における条例規則等（素案）に対する主な御意見について

### 1 特定県契約の種類及び金額の要件について

御意見	対応案
<p>【谷藤委員】 予定価格 5 億円以上という基準に関して、今のところはこれでいいのだろうと思うが、今、復興関連の工事で結構大型工事が増えているという状況があるわけなので、いずれ将来的にこの復興工事が一段落した段階で大型工事が減ってきた場合には、その基準の引き下げみたいなことも必要になるのであろうということを含んだ上で現状 5 億円ということでもいいと思う。</p>	<p>前回審議会の素案どおり、建設工事に関する報告対象金額は、5 億円以上とする。</p>
<p>【熊谷会長】 東日本大震災津波前は 5 億円以上の工事件数は 1 桁台で、非常に少なかったことから、5 億円以上の工事が少なくなった場合を予想して、施行規則を作った方が良いのかなというような気はする。</p> <p>(前回審議会での事務局回答) 5 億円以上の工事が少なくなることが予想される場合には、規則で金額を見直すことにより対応することを想定している。</p>	<p>前回審議会での事務局回答のとおり。</p> <p>平成 28 年度の予定件数をみると、予定価格 5 億円以上の工事請負契約件数が大きく減少することはない見通し。(参考資料No. 3 参照)</p> <p>なお、5 億円以上の大規模工事については、工期が複数年度にわたる場合が多いため、各年度の契約締結件数よりも、選定対象となる特定県契約数は多くなる見込。</p>

### 2 特定県契約の報告の方法について

#### (1) 報告対象とする特定県契約の指定について

御意見	対応案
<p>【谷藤委員】 報告対象者を知事が指定する者として抽出するに当たっては、「知事が指定する契約の受注者」という表現だけでは、知事が裁量で指定できることにもなると考えられるため、マニュアルでもいいが、何らかの妥当性を担保する仕掛けのものが欲しいと考える。</p>	<p>知事が指定する方法は、公正な指定方法となるようマニュアル等で定めることとする。</p> <p>なお、マニュアル等は、非公開とし、各委員には、個別にお示しすることとしたい。</p>
<p>【八幡委員】 選定の考え方は、ある程度何か基準がないといけないと思うので、その辺は定める必要があると考える。</p>	<p>同上</p>

御意見	対応案
<p>【佐藤委員】ガイドラインを公にし、それに基づいて事務局が選定すれば問題ないと考える。</p> <p>(前回審議会での事務局回答)ガイドラインに基づいて事務局で原案を作成してやっていけるかについては、検討したい。</p>	<p>同上</p>
<p>【秋山委員】審議会委員が選定するのは、利害関係がたくさんある方がいらっしゃるため、絶対にそれは避けたほうがいい。一定のルールをつくって、その中で選定していくという形に機械的にしていかないと難しいと思う。</p>	<p>同上</p>
<p>【八幡委員】指定管理については、3,000万円以上だと25件なので、全て報告対象にできないのか、と思う。</p>	<p>施行当初は、運用状況を確認しながら取り組んでいく必要があることから、報告対象契約の中からいくつか選定して報告させることとする。</p>

## (2) 報告の様式について

御意見	対応案
<p>【秋山委員】全てをチェックするのは絶対に無理だと思うので、どこかポイントを絞ってチェック・確認ができるような体制をとらなければいけない。使用者からするとこの報告書をまとめるのはかなりの事務負担になると思う。この様式でいくと、報告人数は多くの人を書かなければいけないことになるので、チェックをするポイントを絞った上で、全部が全部報告しなくてもいいような形にしないと、使用者からの事務負担はかなり大きいものだというふうに思う。その辺のところももう少し検討していただきたい。</p>	<p>県契約関係者数社（建設業者、ビルメンテナンス業者、県有施設指定管理者）に対し、報告様式（素案）に関するヒアリング調査を実施した結果を踏まえ、報告に係る事務負担を軽減するため、報告様式の修正案を作成した。</p> <p>※ ヒアリング調査結果概要等については、資料5頁参照</p>
<p>【谷藤委員】賃金支払状況等報告書が提出された後、対象となっている従業員から閲覧申請等があった場合には、どうするのか考えているか。従業員が自分の賃金がどう報告されているかチェックしてみたい、という場合に、どう取り扱うのか。</p>	<p>労働者本人から開示請求があった場合は、個人情報保護条例第12条の規定に基づき、非開示情報を除き開示することとなる。</p> <p>なお、労働者本人以外の者からの開示請求については、情報公開条例第7条第2号の規定に基づき非開示扱いとなる。</p>

御意見	対応案
<p>【熊谷委員】 賃金支払状況等報告書について、県に対して弁護士照会によって回答を求められる、又は具体的な裁判になった時に裁判所においてその書類を出してくださいという依頼がある場合に、どう対応していくかというふうなことは事前に考えておいたほうが良い。</p>	<p>弁護士が依頼人の同意を得て依頼人本人の情報を照会する場合は、個人情報保護条例第5条1号の規定に基づき提出する。</p> <p>なお、裁判所からの文書提出命令がある場合は、同条例第5条第2号の規定に基づき提出する。</p>

## 【参考1】関係法令

### 個人情報保護条例

#### (収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。ただし、公安委員会等が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(以下略)

#### (利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、第22条第1項及び第33条第1項において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(以下略)

#### (開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、個人情報取扱事務に係る自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

(以下略)

#### (個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定に基づき未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、

開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 情報公開条例

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(以下略)

【参考2】 条例施行規則（第2条、第8条関係）に基づく報告様式（素案）等に関する  
ヒアリング調査結果の概要等

御意見	対応案
<p>特定県契約の受注者が、下請負者や業務の再委託業者の賃金支払状況等の報告を取りまとめることについて、下請負者等は、報告した賃金単価を下請代金や委託料の積算根拠にされることを懸念し、反発が予想される。(建設業者、指定管理者)</p>	<p>元請が下請負者の賃金体系等を把握できないよう、下請負者の報告については、当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価のみを報告させる様式に修正する。</p>
<p>工事現場では、労働者の出入りが多く、県契約単位での賃金の支払状況を取りまとめるためには、現場代理人に多大な負担をかけることとなる。</p> <p>また、取りまとめた賃金情報が企業内部で流出し、同世代の社員間での給与の差がオープンとなった場合に、会社全体のモチベーションが低下することが懸念される。(建設業者)</p>	<p>総務部門のみで報告書が作成できるよう、県契約単位ではなく、県契約を含む会社・事業所等の単位での賃金支払状況の報告も可能とする。</p>
<p>社会保険の加入状況については、入札参加資格や経営事項審査※をもって報告に替えることができるのではないか。(建設業者)</p> <p>※ 経営事項審査：建設業法に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のこと。</p>	<p>県の競争入札参加資格等の審査において、全ての労働者の社会保険加入状況を確認できるものではないため、これらの資格を有していることで報告様式への記載を省略することはできないが、社会保険に係る記載内容を簡略化する。</p>
<p>賃金情報が同業他社に知られないよう元請を通さずに、工事に関係する企業を、県で企業ごとに確認するような対応が望ましい。(建設業者、指定管理者)</p> <p>あるいは、オンラインで報告できるような体制を検討して欲しい。(指定管理者)</p>	<p>条例上、元請（特定受注者）にのみ報告を求めることとしていることから、条例の施行状況を踏まえて、今後検討することとする。</p>
<p>健康保険や厚生年金に加入できない季節労働者など、報告様式（素案）では報告しづらい労働者もいることから、労働者の雇用形態、社会保険の加入状況に合わせて、記入できる様式として欲しい。(建設業者、指定管理者)</p>	<p>報告対象となる全ての労働者の社会保険の加入状況等が記載できるよう、様式を修正する。</p>
<p>賃金額、社会保険番号（下4桁）など個人情報の取扱いに不安を感じる。個人情報が必要最低限とすることはできないか。(ビルメンテナンス業者)</p>	<p>賃金支払状況についての報告内容を1時間当たりの賃金額とし、社会保険番号（下4桁）は記載しない様式に修正する。</p>